

耐震診断・耐震補強をして 地震に強い住宅にしましょう

平成23年の3月に発生した「東日本大震災」「長野県北部地震」は、私たちの記憶に新しく、今後想定される地震灾害は富士見町防災計画に示された通り、「糸魚川—静岡構造線上で発生した場合、マグニチュード8・0」とされ、建築物被害の他、人的被害も甚大であると予想されています。

富士見町耐震改修促進計画は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断と耐震改修（補強工事等）を促進することにより、耐震性能の向上と今後予想される地震災害に対し、町民の生命・財産を守ることを目的とし実施しています。



平成7年(1995)1月17日の阪神・淡路大震災では、10万棟を超える家屋が全壊し、6,400人を超える尊い命が犠牲になりました。犠牲者の大部分は家屋の倒壊等による圧死でした。

耐震改修事業の対象となる住宅（昭和56年5月31日以前に着工のもの）

※昭和56年(1981)に制定された「新耐震基準」以前に建てられた住宅の多くは、構造や工法の違いにかかわらず、耐震性が不十分といわれています。

耐震診断（無料）

※診断士が設計図や目視等によって壁の強さ、バランス、接合部の状況、劣化状況等を調査・検査し耐震性について確認するものです。



耐震補強工事（補助あり）※対象工事費の1／2：限度額60万円

「住宅耐震診断・補強工事補助」と「住宅リフォーム補助」については、
建設課 都市計画管理係 ☎62-9217へお尋ねください。

富士見町住宅リフォーム補助金のご案内

町では、町民の方が住宅リフォームを行う際に費用の一部を町が補助する制度を今年度も行います。身近なリフォームにぜひご利用ください。なお、**今年度から補助金交付の条件が追加されましたのでご注意ください。**

【補助対象者】 ①町内に住民登録され、居住しているまたは居住しようとする方。（ただし、補助金実績報告時に住民登録されている場合）

②町税等を滞納していない方。

【補助金交付の条件】 火災報知機等を諏訪広域連合火災予防条例に定める基準に従い設置すること。

【対象住宅】 対象者が町内に所有し、居住または居住しようとする個人住宅部分。

【補助対象工事】 平成26年4月1日以降の工事で、工事に要する費用が10万円以上、施工業者は**町内業者**に限ります。（平成27年3月中旬に工事完了分まで）

【補助金額】 補助対象工事費の10%で千円未満は切捨てで、上限は10万円です。

【申込み手続き】 補助金を受けるには、**リフォーム工事施工前**に富士見町住宅リフォーム補助金交付申請書を提出してください。

